

アルコール検知器を用いたアルコールチェック

令和5年12月1日より義務化

安全運転管理者選任事業所の運転者へのアルコール検知器を用いたアルコールチェックが、**令和5年12月1日から義務化**されます。

事業所の業務として、運転しようとする者及び運転を終了した者について、酒気帯びの有無を当該運転者の状態を目視で確認するほか、アルコール検知器を用いての確認が必要となります。

アルコール検知器は、『呼気に含まれるアルコールを検知する機器であって、国家公安委員会が定めるもの』となっています。

アルコール検知器の準備が出来ていない場合は、12月1日に間に合うようご準備ください。

アルコール検知器の無償配付(第2回)

1 配付対象事業所

- 広島県安全運転管理協議会会員事業所で、令和5年度会費納入(9月末)が確認された事業所
- 本年6月に実施したアルコール検知器無償配付において、当選した事業所は除きます。

2 配付数

500個

3 配付機器

ソシアック・エックス SC-202

4 申請方法

- 申請書により、FAX(082-941-2073)で受理します。

申請書の様式は、当協議会のホームページをご覧ください。

- 6月のアルコール検知器無償配付に申請し、**当選していない事業所については、6月の申請書を再活用しますので、新たな申請はいりません。**

- 6月の無償配付で当選した事業所については、7月中に発送を終了しています。

5 申請期間

令和5年9月11日(月)から9月29日(金)17時まで

6 その他

- 6月の申請者が、すでに500件を超えていますので、抽選となります。
- 当選は、発送に代えさせていただきます。



使いやすい機能が加わった
ハイグレードタイプ
※アラーム機能、エラー表示etc

中央自動車工業会(株)